

●日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法について

平成22年2月25日
日本学術会議第90回幹事会決定

日本学術会議の意思の表出の政府内への周知方法については、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、会長が必要があると認める場合には、以下にかかわらず、別の取扱いをすることができるものとする。

意思の表出の種類	周知方法
勸告	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、内閣総理大臣に対して、手交（手交の際は内閣総理大臣宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・会長より、各大臣（内閣総理大臣を除く。）宛て、公文書を添付し配付。 ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び各省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
要望 声明	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、各大臣宛て、公文書を添付し配付。 ・事務連絡により、内閣官房副長官、内閣官房副長官補（内政）、内閣総務官及び各省に配付（会長がこれらに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
提言 報告	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡により、各省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
答申	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、諮問者に対して、答申を手交（手交の際は諮問者宛て会長名の公文書を添付する。）。 ・必要に応じ、事務連絡により、各省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より、審議依頼者に対して、回答を手交（手交の際は審議依頼者宛て会長名の公文書を添付する。）。ただし、審議依頼者が大臣、副大臣及び大臣政務官（会長がこれらに準ずると認める者を含む。）のいずれでもない場合には、審議依頼者あて会長名の公文書を添付し、配付することで代えることができる。 ・必要に応じ、事務連絡により、各省に配付（会長がこれに準ずると認める配付先がある場合には、当該配付先にも併せて配付するものとする。）。

※ G8学術会議の共同声明等については、勸告の取扱いに準じる。

附 則

この決定は、決定の日から施行する

(参考)

内閣府内における配付先は、意思の表出の種類にかかわらず、以下のとおりとする。ただし、会長が必要があると認める場合には、以下のほか、その他の関係部局等に対し配付するものとする。

特命担当大臣（科学技術政策）

日本学術会議を担当する副大臣

日本学術会議を担当する大臣政務官

事務次官

日本学術会議を担当する内閣府審議官

官房長

大臣官房総括審議官

大臣官房総務課

大臣官房企画調整課

総合科学技術会議有識者議員

政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）